

第3章 市税を納めるには

市税の納期限（令和6年度）

①口座振替ができる税目

令和6年度に限り、固定資産税・都市計画税は、能登半島地震の影響により納期限が一部変更となります。これに伴い、毎月納付は、年税額を7月期から3月期までの全9回で口座振替します。

税目・期別 納期限 (=振替日)	個人市・県民税 (普通徴収)	固定資産税・都市計画税		軽自動車税 (種別割)
		(全期一括/4期)	(毎月納付)	
令和6年5月31日				全期
令和6年7月1日	全期一括/第1期			
令和6年7月31日		全期一括/第1期	7月期	
令和6年9月2日	第2期		8月期	
令和6年9月30日		第2期	9月期	
令和6年10月31日	第3期		10月期	
令和6年12月2日			11月期	
令和7年1月6日		第3期	12月期	
令和7年1月31日	第4期		1月期	
令和7年2月28日		第4期	2月期	
令和7年3月31日			3月期	

- ・各期別の納期限の日が振替日となります。
- ・全期一括の振替日は第1期の納期限の日となります。
- ・随時課税、納期変更、税額の分割及び納期限を経過した場合の口座振替はできません。

②口座振替ができない税目

税目	納期限
個人市・県民税 (特別徴収)	徴収した月（令和6年6月から令和7年5月）の翌月10日※
法人市民税	中間（予定）申告：事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内※ 確定申告：原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内※
市たばこ税	売り渡した月の翌月末日※
入湯税	徴収した月の翌月15日※
鉱産税	掘採した月の翌月末日※
事業所税	法人：事業年度終了の日から2か月以内※ 個人：算定期間（1月～12月）の翌年の3月15日※
※ その日が土日祝日等にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。	

市税を納める方法

(1)納付書で納める場合

- ①市役所収納窓口、②新潟市公金収納取扱金融機関窓口、
③コンビニエンスストア^(注1)、④ペイジー^(注2)、⑤スマートフォン決済^(注1)、⑥地方税
お支払サイト^(注3)で納付いただけます。

注1 バーコードが印刷されている納付書に限ります。

注2 ペイジーとは、ATM、インターネットバンキング及びモバイルバンキングを利用して納付する方法です。ペイジーマーク^(注)がある納付書に限ります。

注3 eL マーク^(注)及び二次元バーコードが印字されている納付書に限ります。詳しくは59ページの地方税共通納税システムで納める場合をご確認ください。

納付できる場所については61ページの市税を納める場所をご確認ください。

●金融機関の窓口で市税を納付する際の受付票等の記入について

マネー・ロンダリング（資金洗浄）やテロ資金供用の防止を目的とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、金融機関は金融業務の取引記録を作成・保管しなければなりません。そのため、金融機関の窓口で市税を納付する際には、受付票等を記入する必要があります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

(2)口座振替で納める場合

口座振替とは、お申込みいただいた金融機関口座から自動的に市税を振り替えて納める方法です。

一度手続きをすれば原則として翌年度以降も継続されます。

口座振替ができる市税	個人市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）		
利用できる人	新潟市公金収納取扱金融機関に預金口座がある人 （口座名義は納税義務者と同一でなければ受け付けできません。）		
預金の種類	普通預金、当座預金、納税準備預金、通常郵便貯金		
振替方法と振替日	<ul style="list-style-type: none"> ・期別振替…各納期限の日に納期ごとの市税を口座振替します。 ・全期一括振替…第1期の納期限の日に年税額を一括して口座振替します。 ・毎月納付（固定資産税・都市計画税）…令和6年度に限り、年税額を7月から翌年3月までの9回に分割して計算した税額を口座振替します。 ※ 申込時に振替方法を選択できます。 振替方法を変更するにはあらためて申込みが必要です。		
振替結果の確認	預貯金通帳を記帳してご確認ください。 通帳表記例は下記のとおりです。		
	税目名	漢字の場合	カタカナの場合
	個人市・県民税（普通徴収）	新潟市市民税	ニイガタシシミンゼイ
	固定資産税・都市計画税	新潟市固都税	ニイガタシコトゼイ
	軽自動車税（種別割）	新潟市軽自税	ニイガタシケイジゼイ
振替できなかった場合 （期別・毎月）	振替日の約10日後に納付書（督促状）を送付しますので、金融機関等の窓口で納付してください。		
振替できなかった場合 （全期一括）	振替日の約10日後に第1期の納付書（督促状）を送付しますので、金融機関等の窓口で納付してください。第2期以降については、当該年度に限り期別毎に振替します。		


◇第2期以降から課税される場合は、期別振替となります。

◇いずれの税目も随時課税、納期変更、税額の分割及び納期限を経過した場合の口座振替はできません。

◇新規に課税される場合は、納税通知書がお手元に届いてからのお申込みとなります。

① 申込方法

※口座振替が利用できる金融機関については61ページをご覧ください。

方法	申込書設置窓口	提出先
金融機関で申込み	新潟市公金収納取扱金融機関の新潟市内店舗(61ページ参照)	振替を希望する金融機関の新潟市内窓口(本・支店は問いません)
郵送で申込み	納税課・区役所・出張所・連絡所	郵送又は設置窓口
インターネットで申込み (個人のみ対象)	新潟市ホームページから外部サイトへリンクし必要事項を入力 ※詳しくは、 新潟市 web口座振替 で検索 又はこちらからご確認ください。 ▶▶▶▶	

お申込みには以下のものが必要です。

納税通知書、納税義務者の通帳、通帳の届出印

◇インターネット申込みの場合

納税通知書、納税義務者の通帳(届出印は不要)、キャッシュカードの暗証番号

※口座振替を行う口座の名義は納税義務者本人(固定資産が共有資産の場合は共有者含む)に限ります。

② 口座振替申込スケジュール

申込みされた時期によって、口座振替の開始時期が異なります。

個人市・県民税(普通徴収)【6月中旬、納税通知書発送予定】

年度	期別	金融機関窓口/インターネット申込	郵送(消印有効)
令和6年度	全期一括/第1期	令和6年4月末日まで	令和6年4月10日まで
	第2期	令和6年7月末日まで	令和6年7月10日まで
	第3期	令和6年9月末日まで	令和6年9月10日まで
	第4期	令和6年12月末日まで	令和6年12月10日まで
令和7年度	全期一括/第1期	令和7年4月末日まで	令和7年4月10日まで

固定資産税・都市計画税【7月中旬、納税通知書発送予定】

年度	期別	金融機関窓口/インターネット申込	郵送(消印有効)
令和6年度	全期一括/第1期/7月期(毎月納付)	令和6年4月末日まで	令和6年4月末日まで
	第2期	令和6年7月末日まで	令和6年7月末日まで
	第3期	令和6年11月末日まで	令和6年11月10日まで
	第4期	令和7年1月末日まで	令和7年1月10日まで
令和7年度	全期一括/第1期/4月期(毎月納付)	令和7年1月末日まで	令和7年1月10日まで

※ 令和6年度に限り、固定資産税・都市計画税は、能登半島地震の影響により口座振替日程を一部変更しています。

軽自動車税(種別割)【5月中旬、納税通知書発送予定】

年度	期別	金融機関窓口/インターネット申込	郵送(消印有効)
令和6年度	全期	令和6年3月末日まで	令和6年3月10日まで
令和7年度	全期	令和7年3月末日まで	令和7年3月10日まで

振替日は各納期限の日となります。振替日当日に入金しても振り替えされない場合がありますので、振替日の2～3日前には残高確認をしてください。

③ 申込内容の確認について

新潟市と金融機関とで申込内容を承認後、初回振替日の約2週間前に「口座振替の手続き完了のお知らせ」を発送します。申込内容を確認してください。

(全期一括や翌年度分からの口座振替を申込まれた場合は、翌年度の納税通知書で確認してください。)

④振替口座・振替方法の変更、口座振替の廃止手続きについて

◇振替口座・振替方法を変更するとき

申込内容は電話や口頭では変更できません。あらためて依頼書を提出してください。58ページの申込スケジュールの期日に従い、変更後の内容に更新されます。

◇口座振替を廃止したいとき

納税課又は金融機関へ廃止届を提出してください。
提出期限は次のとおりです。

○固定資産税・都市計画税（4期）

廃止期	廃止届提出期限
第1期から (全期一括含む)	4月末日まで
第2期から	7月末日まで
第3期から	11月末日まで
第4期から	1月末日まで

○個人市・県民税（普通徴収）

廃止期	廃止届提出期限
第1期から (全期一括含む)	4月末日まで
第2期から	7月末日まで
第3期から	9月末日まで
第4期から	12月末日まで

○固定資産税・都市計画税（毎月納付）

廃止期	廃止届提出期限
翌年度から	1月末日まで

○軽自動車税（種別割）

廃止期	廃止届提出期限
翌年度から	3月末日まで

⑤軽自動車税（種別割）の納税証明書（継続検査用）の送付について

継続検査対象の二輪の小型自動車（口座振替分・ペイジー・スマートフォン決済・地方税お支払サイト納付分）について、6月下旬にお送りします。ただし、納期限後に納付された場合や前年度以前に滞納がある場合は発送されません。領収書が必要な方や納付後すぐに納税証明書が必要な方は、金融機関窓口やコンビニエンスストアで納付してください。

令和5年1月から軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）の運用が始まり軽四輪および軽三輪の軽自動車の継続検査（車検）窓口における納税証明書の提示が原則不要となりましたので、令和6年度から納税証明書（継続検査用）は送付いたしません。

(3)地方税共通納税システムで納める場合

地方税共通納税システムとは、地方税共同機構が運営する地方税ポータルサイト（eLTAX）や、地方税お支払サイトを利用して、自宅や職場のパソコン、スマートフォンから電子納税（クレジットカード決済、インターネットバンキング等）を行うことができる仕組みです。

詳しくは、eLTAXホームページへ



納税が困難なときは

(1)減免

次のような特別な事情がある場合には、納める税額を減額する制度があります。納期限までに申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

税目	主 要 条 件	お問い合わせ
個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている場合 失業などにより生活が著しく困難になった場合 災害による被害を受けた場合 	市民税課
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> 貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合 災害による被害を受けた場合 公益のために使用する場合 	資産税課 資産税第1・2分室
軽自動車税 (種別割)	<ul style="list-style-type: none"> 貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合 法人が公益のために使用する場合 障がい者又はその家族が障がい者のために使用する場合 身体障がい者のために車両の構造を変更している場合 	市民税課

(2)納税の猶予制度について

次のような特別な事情がある場合には、税額を分割して納められる納税の猶予が申請により認められる場合があります。詳しくは、納税課までお問い合わせください。

猶予制度	主 要 件	猶予の期間
徴収の猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者の財産が災害や、盗難にあったとき ・納税者又はその生計を一にする親族などが病気や負傷したとき ・事業を廃止、休止したときや、著しい損失を受けたとき ・本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定したとき 	原則として 1年以内
換価の猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続や、生活維持を困難にするおそれがあるとき 	

市税を滞納すると

定められた納期限までに納めないことを滞納といいます。
滞納になると、延滞金の加算や滞納処分の対象となります。

(1)延滞金について

延滞金は、納期限の翌日から納付の日まで加算され、滞納となった税額とあわせて納めていただくこととなります。ただし、延滞金は、各期別の税額が2,000円未満の場合は加算されません。(税額は1,000円未満を切り捨てて計算します。)又、計算した結果、延滞金の額が1,000円未満となった場合も延滞金は加算されません。(算出した延滞金の額の100円未満は切り捨てます。)

延滞金割合の推移表

期 間	納期限の翌日から1か月間	納期限1か月経過後
平成11年12月31日まで	年7.3%	年14.6%
平成12年1月1日から平成13年12月31日まで	年4.5%	年14.6%
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで	年4.1%	年14.6%
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	年4.4%	年14.6%
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	年4.7%	年14.6%
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	年4.5%	年14.6%
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	年4.3%	年14.6%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	年2.9%	年9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	年2.8%	年9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	年2.7%	年9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	年2.6%	年8.9%
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	年2.5%	年8.8%
令和4年1月1日から	年2.4%	年8.7%

(2)滞納処分について

市税が滞納となった場合、督促状を発送し、文書や電話による催告を行い納税を促します。
それでもなお納税されないと、税負担の公平・公正を確保するために大切な財産について調査を行い、差押えなどの処分を行うこととなります。

市税を納め過ぎたとき

納め過ぎとなった税金はお返しします。
お返しするまでには、納付状況や還付口座等の確認のため日数がかかります。

市税を納める場所


新潟市各区の市税収納取扱窓口 () 内は所在地		令和6年4月1日現在
北 区	北区役所 (北区東栄町) / 北出張所 (北区松浜) / 早通連絡所 (北区早通) / 南浜連絡所 (北区島見町) / 濁川連絡所 (北区新崎)	
東 区	東区役所 (東区下木戸) / 石山出張所 (東区石山) / 大形連絡所 (東区海老ヶ瀬)	
中 央 区	市役所財務部納税課 (中央区古町通) / 中央区役所 (中央区西堀通) …納付書発行はできません / 東出張所 (中央区蒲原町) / 南出張所 (中央区新和) / 入舟連絡所 (中央区附船町)	
江 南 区	江南区役所 (江南区泉町) / 横越出張所 (江南区横越中央) / 大江山連絡所 (江南区細山) / 曾野木連絡所 (江南区天野) / 両川連絡所 (江南区酒屋町)	
秋 葉 区	秋葉区役所 (秋葉区程島) / 小須戸出張所 (秋葉区小須戸)	
南 区	南区役所 (南区白根) / 味方出張所 (南区味方) / 月潟出張所 (南区月潟)	
西 区	西区役所 (西区寺尾東) / 黒崎出張所 (西区大野町) / 西出張所 (西区内野町) / 赤塚連絡所 (西区赤塚) / 中野小屋連絡所 (西区中野小屋)	
西 蒲 区	西蒲区役所 (西蒲区巻甲) / 岩室出張所 (西蒲区西中) / 西川出張所 (西蒲区旗屋) / 潟東出張所 (西蒲区三方) / 中之口出張所 (西蒲区中之口)	

新潟市公金収納取扱金融機関一覧

令和6年4月1日現在(順不同)

金融機関名右にある印 (○) は、その方法で納付できることを示しています。

- ①窓口：各金融機関窓口で納付可能
- ②口座：事前の申し込みにより口座振替で納付可能
- ③ATM：金融機関に設置してあるATMで納付可能※
- ④PC：インターネットバンキングで納付可能※
- ⑤携帯：モバイルバンキングで納付可能※

※ ③～⑤はページマーク  が印字されている納付書で納付できます。ページは金融機関によって利用方法が異なります。また、年の途中で仕様変更がある場合があります。

金融機関名	納付方法					金融機関名	納付方法					金融機関名	納付方法				
	① 窓口	② 口座	③ ATM (注1)	④ PC	⑤ 携帯		① 窓口	② 口座	③ ATM (注1)	④ PC	⑤ 携帯		① 窓口	② 口座	③ ATM (注1)	④ PC	⑤ 携帯
第四北越銀行	○	○		○		三井住友信託銀行		○ (注3)				協栄信用組合	○	○		○	
大光銀行	○	○		○		きらやか銀行	○	○				巻信用組合	○	○			
みずほ銀行	○	○	○	○	○	新潟信用金庫	○	○		○	○	新潟県信用農業協同組合連合会	○	○	○	○	
三菱UFJ銀行	○	○	○	○		三条信用金庫	○	○		○		新潟かがやき農業協同組合	○	○	○	○	
三井住友銀行	○	○	○	○	○	新発田信用金庫	○	○		○		新潟市農業協同組合	○	○	○	○	
秋田銀行	○	○		○		加茂信用金庫	○	○		○	○	新潟県労働金庫	○	○		○	
東邦銀行	○	○		○		新潟県信用組合	○	○		○		東日本信用漁業協同組合連合会新潟支店	○	○			
北陸銀行	○	○		○		興栄信用組合	○	○				ゆうちょ銀行 (郵便局を含む)	○ (注2)	○	○	○	○
みずほ信託銀行		○				はばたき信用組合	○	○		○	○						

市税納付ができるコンビニエンスストア一覧

※：バーコードが印刷されている納付書のみ納付できます。

令和6年4月1日現在 (順不同)

セブン-イレブン / ファミリーマート / ローソン / ローソンストア 100 / デイリーヤマザキ / ヤマザキデイリーストア / ヤマザキスペシャルパートナーショップ / ニューヤマザキデイリーストア / ミニストップ / ポプラ / くらしハウス / スリーエイト / 生活彩家 / セイコーマート / ハマナスクラブ / タイエー / ハセガワストア / MMK 設置店

地方税お支払サイト (注4)

※：eLマーク  が印刷されている納付書のみ。

クレジットカード決済 / インターネットバンキング / 共通納税対応スマホ決済アプリ

スマートフォン決済 (注4)

※：バーコード又はeLマーク  が印刷されている納付書のみ。


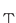
PayPay 請求書払い / LINE Pay 請求書支払い / 共通納税対応スマホ決済アプリ

共通納税対応金融機関窓口 (注4)

※：eLマーク  が印刷されている納付書のみ。

全国の共通納税対応金融機関

【注意】

- 1 金融機関によってATMの取り扱いが異なります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。
- 2 ゆうちょ銀行 (郵便局を含む) 窓口は、ページマーク  又は  が印字されているものに限ります。
- 3 新規申込は不可
- 4 利用可能なクレジットカードブランドやスマホ決済サービス、金融機関窓口については、eL-TAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご確認ください。